

持続的漁業の実現フォローアップ事業[継続]

【43(51)百万円】

対策のポイント

生態系に配慮した持続的な漁業管理の強化のため、地域漁業管理機関（RFMO）に加盟する開発途上国・地域等への支援やワシントン条約（CITES）に対する科学的な勧告作成等の支援に必要な経費をFAOに対して拠出します。

<背景/課題>

- ・FAOは、漁獲及び流通の各段階において、適切な資源管理を実現するための国際的な取組を主導しており、漁獲段階においては生態系に配慮した漁業を実現するための措置の拡大、流通段階においてはIUU（違法・無報告・無規制）漁業による漁獲物の排除のための取組や関係国際機関との連携促進などを行っています。
- ・しかしながら、開発途上国におけるこれらの取組の遅れや、CITESにおいて根拠が不明確なまま漁獲対象種が附属書に掲載されるといった、他国際機関における科学的助言軽視の風潮により、FAOによる取組を強化する必要性が高まっています。

政策目標

- 地域漁業管理機関におけるトレーサビリティ関連措置の増加（事業終了までに、漁獲証明制度の対象魚種を6魚種（事業開始時3魚種）に増加）
- FAOによる客観的で科学的な勧告により、根拠が不明確なまま漁獲対象種がCITES附属書に掲載されることの防止を通じて安定的な食料の供給に貢献
- 地域の実態に配慮した水産エコラベル認証制度の世界的な増加と認知向上

<主な内容>

国際的な水産資源の持続的利用の推進

43(51)百万円

(1) 生態系に配慮した持続的な漁業推進支援事業

開発途上国において、生態系に配慮した持続的漁業の実現に関する国際行動計画等に沿った国内行動計画の策定・実施を支援します。

(2) 国際的資源管理ボトムアップ支援事業

開発途上国においてIUU漁獲物を市場から排除するために、トレーサビリティ関連措置や水産エコラベル認証制度の導入に向けた国内制度整備・実証試験を支援するとともに、それらの理解醸成等のための地域ワークショップを開催します。

(3) 漁業対象種のCITES附属書掲載評価支援事業

漁業対象種の附属書掲載が適切に行われるよう、附属書掲載種の資源状況、漁業管理の実施状況、貿易の影響等についての専門家によるレビュー等を行います。

（ 拠出先：国際連合食糧農業機関（FAO）

事業実施期間：平成25年度～平成31年度）

（お問い合わせ先：

大臣官房海外投資・協力グループ （03-3502-5913）

水産庁国際課 （03-3591-1086）

持続的漁業の実現フォローアップ事業

事業概要・目的

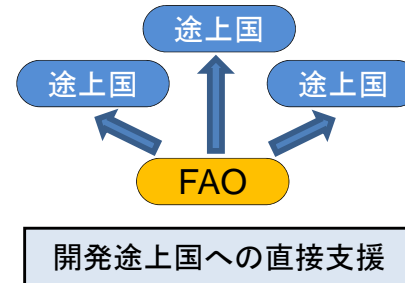
○生態系に配慮した持続的漁業実現の一環として、FAOにおいて策定されたサメや海鳥の混獲回避に関する国際行動計画等に基づき、開発途上国における国内行動計画の策定・実施等を支援する。

○開発途上国における水産資源の管理を強化し、IUU(違法・無報告・無規制)漁業による漁獲物を国際的な取引から排除するため、資源管理措置の導入が遅れている地域漁業管理機関(RFMO)の加盟国である開発途上国に対して必要な支援を行うとともに、地域の実態に配慮した水産エコラベル認証制度の推進等を支援する。

○漁業対象種をワシントン条約(CITES)附属書へ掲載し国際取引を規制しようとする動きが活発化する中で、対象種が根拠が不明確なまま附属書に掲載されることを防ぎ、水産資源の持続的な利用推進が阻害されないよう必要な支援を行う。

事業イメージ

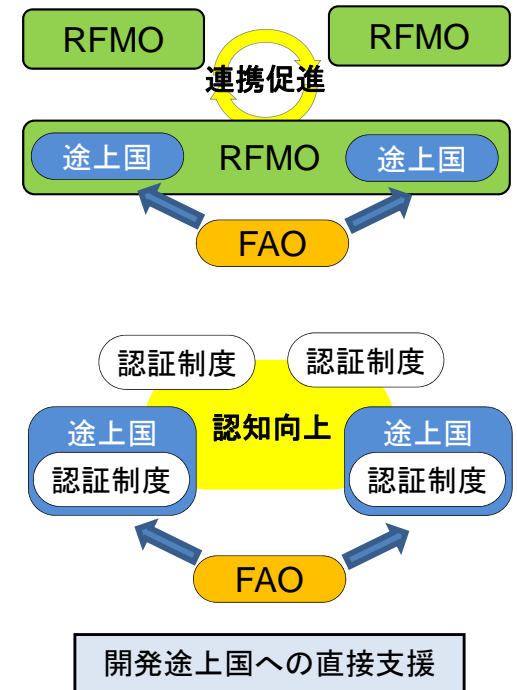
生態系に配慮した持続的漁業の推進



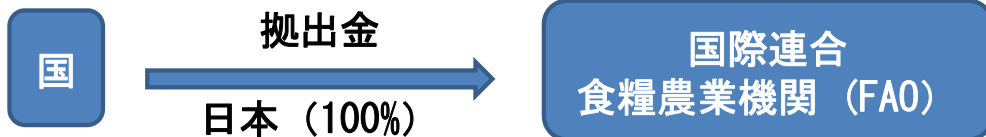
漁業対象種のCITES附属書掲載評価



国際的資源管理ボトムアップ



資金の流れ



期待される効果

持続的漁業の推進により、途上国の漁業の発展を通じて、我が国の安定的な食料の供給、世界の食料安全保障の確保及び途上国の貧困の削減に貢献